

令和8年3月2日

組 合 員 各 位

池友会健康保険組合

理事長 藤井 茂



### 健康保険の一般保険料率について

標記の件につきまして池友会健康保険組合の健康保険の一般保険料率を下記のとおり公告いたします。

#### 記

1. 一般保険料率 10.10%

2. 子ども・子育て支援金率 0.23%

※ 令和8年4月分保険料〔医師（月末締め、4月より給与控除）、職員（15日締め、5月より給与控除）〕に上乘せされて適用（徴収）されます。

任意継続者保険料は4月分より適用（徴収）されます。

昨年12月26日、こども家庭庁・厚生労働省より、その利率が(0.23%) 公示されました。

3. 負担割合 ・ 1. 2ともに 事業主2分の1 ・ 被保険者2分の1

4. 適用時期 ・ 職員（毎月15日締め）・・・令和8年4月支給分から  
・ 医師（毎月末日締め）・・・令和8年3月支給分から  
・ 賞与 ・・・・令和8年3月1日以降支給分から

※九州厚生局長より九厚発0217第15号にて 令和8年2月4日付池健保発第07-07号で申請した保険料率の変更許可申請が認可されております。

#### ※子ども・子育て支援金制度とは、

社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。（「子ども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「子ども・子育て支援加速化プラン」がまとめられ、子ども・子育て支援金制度の創設を含む法律が、令和6年6月12日に成立されました。高齢者や事業主を含む全世代・全経済主体から医療保険料と合わせて所得に応じて拠出されます。）